

指定（介護予防）短期入所生活介護事業 シルバーケア吉野ヶ里運営規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会が設置経営する指定（介護予防）短期入所生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 指定居宅サービスに該当する（介護予防）短期入所生活介護（以下「指定（介護予防）短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 職員及び職務分掌

（職員の区分）

第3条 指定（介護予防）短期入所生活介護事業の遂行のために次の職員を置く。

ただし、特別養護老人ホームと兼務することができる。

一 管理者	1名	兼務
二 生活相談員	1名	兼務
三 介護職員	5名	
四 看護職員	1名	
五 管理栄養士	1名	兼務
六 機能訓練指導員	1名	
七 医師	1名	非常勤

（職員の職務分掌）

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者

従業者を指揮監督し、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員

短期入所生活介護計画作成に当たっては、管理者を補助し、サービス目標達成状況を記録し、利用者の生活相談を行う。

三 介護職員又は看護職員

生活相談員と密接な連携を図り、短期入所生活介護計画に従った看護及び介護を行う。

四 栄養士

短期入所生活介護サービス利用者の栄養管理を行う。

五 機能訓練指導員

短期入所生活介護サービス利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

六 医師

短期入所生活介護サービス利用者の健康管理を行う。

七 調理員

短期入所生活介護サービス利用者の給食提供に従事する。

第3章 定 員

(利用定員)

第5条 指定（介護予防）短期入所生活介護の定員は20名とする。

(1ユニット10名 2ユニット)

第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定（介護予防）短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 要援護者の介護者に代わって当該要援護者を一時的に養護する必要がある場合等に当該要援護者を一時的に当短期入所生活介護施設に入所していただき介護を行う。

(指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料)

第7条 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

(1) 短期入所生活介護費（1日あたり）

①負担割合1割

1) 要支援 1	529円
2) 要支援 2	656円
3) 要介護 1	704円
4) 要介護 2	772円
5) 要介護 3	847円
6) 要介護 4	918円

7) 要介護 5	987円
②負担割合2割	
1) 要支援 1	1,058円
2) 要支援 2	1,312円
3) 要介護 1	1,408円
4) 要介護 2	1,544円
5) 要介護 3	1,694円
6) 要介護 4	1,836円
7) 要介護 5	1,974円
③負担割合3割	
1) 要支援 1	1,587円
2) 要支援 2	1,968円
3) 要介護 1	2,112円
4) 要介護 2	2,316円
5) 要介護 3	2,541円
6) 要介護 4	2,754円
7) 要介護 5	2,961円
(2) 各種加算	
①負担割合1割	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円
夜勤職員配置加算Ⅱ	18円
機能訓練体制加算	12円
個別機能訓練加算	56円
緊急短期入所受入加算	90円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の13.6/1000加算(月)
②負担割合2割	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	12円
夜勤職員配置加算Ⅱ	36円
機能訓練体制加算	24円
個別機能訓練加算	112円
緊急短期入所受入加算	180円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の13.6/1000加算(月)
③負担割合3割	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	18円
夜勤職員配置加算Ⅱ	54円
機能訓練体制加算	36円
個別機能訓練加算	168円
緊急短期入所受入加算	270円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の13.6/1000加算(月)

(利用料の受領)

第8条 法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定（介護予防）短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 その他の利用料

居室費負担金 1日 2,066円（光熱費込み）

4 その他の負担金

(1) 第9条に定める地域以外の送迎に要する費用 500円

(2) 食費 朝食395円 昼食535円 夕食615円

(3) 理美容代 実費徴収

前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 通常の送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第9条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

一 佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(健康保持)

第10条 利用者は努めて健康に留意すること。

(施設利用の際の留意事項)

第11条 利用者は指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を受ける際に次の事項に留意すること。

- 一 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出ること。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得ること。
- 二 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従って使用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償請求をすることがある。
- 三 騒音等他の入所者の迷惑になる行為は慎むこと。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないこと。
- 四 施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動は行わないこと。

第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定（介護予防）短期入所生活介護の開始及び終了)

第13条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定（介護予防）短期入所生活介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第16条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が

終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第18条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 第64条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第20条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定(介護予防)短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第21条 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、当該指定(介護予防)短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定(介護予防)短期入所生活介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定(介護予防)短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の取扱方針)

第23条 指定(介護予防)短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 指定(介護予防)短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期(介護予防)入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。

- 5 自らその提供する指定（介護予防）短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（短期（介護予防）入所生活介護計画の作成）

第24条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期（介護予防）入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

（介護）

第25条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 入浴または清拭を利用者の状況、希望等に添って入浴の機会を設けるよう努めます。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、当該指定（介護予防）短期入所生活介護の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

（食事の提供）

第26条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮してユニットごとに利用者の希望に合わせ提供する。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でするものとする。

（機能訓練）

第27条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第28条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努める。

2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。また、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

(相談及び援助)

第29条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリエーション等)

第30条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第31条 指定（介護予防）短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定（介護予防）短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第32条 現指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関佐賀記念病院への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第33条 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回実施する。

第10章 その他の運営に関する事項

(掲示)

第35条 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第36条 指定（介護予防）短期入所生活介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定（介護予防）短期入所生活介護事業に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第37条 居宅介護支援事業者又はその従業員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情解決）

第38条 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い記録をとること。

（虐待防止に関する事項）

第39条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第40条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

（地域との連携）

第41条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第42条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第43条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

（衛生管理等）

第44条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第45条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

第11章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第46条 指定（介護予防）短期入所生活介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第47条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

平成17年10月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成22年7月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正
平成25年11月1日	一部修正
平成26年4月1日	一部修正
平成27年4月1日	一部修正
平成27年8月1日	一部修正
平成29年4月1日	一部修正
平成30年4月1日	一部修正
令和1年10月1日	一部修正
令和3年4月1日	一部修正
令和6年4月1日	一部修正
令和6年6月1日	一部修正
令和6年8月1日	一部修正